

公益財団法人神戸YMCA
神戸YMCA 学院専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、公益財団法人神戸YMCAがその目的達成のため商業実務専門課程及び文化教養専門課程を設置する学校にして、キリスト教の精神を教育の基本とし、深い知識、卓越した技能、豊かな国際理解、奉仕の精神に富む青年を育成することをもって目的とする。

(名称)

第2条 本校は、神戸YMCA 学院専門学校という。

(位置)

第3条 本校の所在地を、兵庫県神戸市中央区加納町2丁目7番11号に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員ならびに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次の通りとする。

専門課程	教育課程		修業年限	入学定員	総定員
	学科名・課程名				
商業実務	ホテル学科		2 年	40 名	80 名
	ホテル学専修科		1 年	10 名	10 名
文化教養	日本語学科	春期 2 年課程 上級コース	2 年	37 名	74 名
		春期 1 年課程 中上級コース	1 年	3 名	3 名
		春期 1 年課程 上級コース	1 年	3 名	3 名
		秋期 1.5 年課程 中上級コース	1 年半	37 名	74 名
		秋期 1.5 年課程 上級コース	1 年半	3 名	6 名

(修業期間及び学期)

第5条 本校の修業期間は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

但し、日本語学科秋期1.5年課程は10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。

2. 専門課程の学期は、次のとおりとする。

商業実務専門課程

前期・・・4月1日から8月31日まで

後期・・・9月1日から3月31日まで

文化教養専門課程

前期・・・4月1日から9月30日まで

後期・・・10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏期休暇
- (4) 冬期休暇
- (5) 春期休暇

＊但し、校長が必要であると認めた場合には休業日を変更することがある。

(教育課程及び時間数)

第7条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表(1)のとおりとする。

(学習の評価)

第8条 授業科目の単位認定は、各学科が行う試験、実習等の成果、学習状況等を総合的に勘案して、学期末の判定会議にて行う。詳細については(別表、学生便覧)に定める。

(始業及び終業の時刻)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として午前9時30分から午後5時10分までとする。

第3章 職員の組織

(教職員の組織)

第10条 本校に以下の教職員を置き、それぞれの職務を分掌する。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名
- (3) 学科主任 2名以上
- (4) 教員 8名以上
- (5) 学生主事 2名以上
- (6) 事務長 1名
- (7) 事務職員 2名以上
- (8) 講師 10名以上
- (9) 学校医 1名以上

(教職員会)

第11条 本校には、重要な事項を審議するため、教職員会を置く。

1. 教職員会は、校長、副校長、学科主任、教員、学生主事、事務長、事務職員をもって組織する。

2. 教職員会の所管事項は次のものとする。

- (1) 教職員に関する校長の諮問事項
- (2) 教員の学術研究に関する事項

- (3) 課程、学科に関する事項
- (4) 学生の学習の指導に関する事項
- (5) 学生の生活指導に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業、退学、休学、転学、奨学、賞罰に関する事項
- (7) 教室その他、教育研究施設に関する事項
- (8) 諸規則に関する事項
- (9) その他、校長の諮問する事項

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

1. 商業実務専門課程

- (1) ホテル学科は、高等学校卒業以上の学歴を有する者、またはそれと同等の学力を有すると校長が認めた者。
- (2) 海外にて12年以上の学校教育を修了した者、または、それと同等の学力を有すると校長が認めた者。さらに、授業を理解するに十分な日本語能力を有すると認め、かつ日本への入国を許可された者。
- (3) ホテル学専修科は、短期大学卒業以上の学歴を有する者、または、高等学校卒業以上の学歴を有し、かつ実務3年以上の経験を有する者。海外にて14年以上の教育を修了した者、さらに、授業を理解するに十分な日本語能力を有すると認め、かつ日本への入国を許可された者。

2. 文化教養専門課程

日本語学科は、海外にて12年以上の学校教育を受けた者、または、それと同等の学力を有すると校長が認め、かつ日本への入国を許可された者。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

入学時期は4月とし、原則として学期途中での転編入学は認めない。但し、日本語学科秋期1.5年課程のみ入学時期を10月とする。

(出願・入学手続き)

第14条 本校の出願・入学手続きは、次のとおりとする。

出願者は第21条に定める入学検定料を指定期日までに納入し、本校の定める入学願書に必要な事項を記載して出願しなければならない。

2. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から定められた期日までに第21条に定めた学費を納入し、手続きをとらなければならない。

(転学)

第15条 学生が都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ転学を願い出

ることが出来る。

(休学)

第16条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって休学する場合は、医師の診断書を添え、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。前項の者が復学をしようとする場合は、届け出て復学することができる。ただし日本語学科においては休学を認めない。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 次の各号の一つに該当する者は教職員会の議を経て校長が除籍する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が不良となる者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 定められた期日まで定められた諸経費の納入がない者

(卒業証書、称号の授与)

第19条 本校所定の課程を修了した者には学習評価の上、卒業証書を授与する。

2. 前項により、商業実務専門課程ホテル学科を修了した者は、専門士（商業実務専門課程）と称することができる。

(褒章)

第20条 成績及び修業状況が優秀にして他の模範となる者は褒賞することがある。

(入学金、授業料等)

第21条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

専門課程	学科名（課程）	入学検定料	入学金	授業料	演習プログラム費	設備費	合計
商業実務	ホテル学科	20,000	100,000	830,000	100,000	100,000	1,150,000
	ホテル学専修科	20,000	100,000	830,000	100,000	100,000	1,150,000
文化教養	春期2年課程	20,000	100,000	<u>1,440,000</u>	100,000	100,000	<u>1,760,000</u>
	春期1年課程	20,000	100,000	<u>720,000</u>	50,000	50,000	<u>940,000</u>
	秋期1.5年課程	20,000	100,000	<u>1,080,000</u>	75,000	75,000	<u>1,350,000</u>

※途中退学者の学費については、返金規定を別に定める。

(健康診断)

第22条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

(別科)

第23条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科名	修業年限	総定員	備考
日本語会話クラス（春コース）	3 ヶ月	30 名	
日本語会話クラス（秋コース）	3 ヶ月	30 名	
日本語会話クラス（冬コース）	3 ヶ月	30 名	
日本語夏期集中コース	10 日	30 名	
JLPT 対策クラス(N1、2,3)	10 回	30 名	春コース、秋コース
ホテル学科科目履修生	3 ヶ月	10 名	

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

（細則）

第24条 本学則の施行細則として「学生便覧」を作成し、各項目を施行する際の細則として利用する。

附則 この学則は、平成21年4月1日より施行する。

この学則は、平成24年4月1日より施行する。

この学則は、平成27年4月1日より施行する。

この学則は、平成29年4月1日より施行する。

この学則は、平成32年（2020年）4月1日より施行する。

この学則は、令和3年（2021年）4月1日より施行する。

この学則は、令和5年（2023年）4月1日より施行する。

この学則は、令和7年（2025年）10月1日より施行する。

（但し第4条、第7条、第21条は2026年10月期生より適用する。）